

2022 年 10 月 12 日
(電子提供措置の開始日 2022 年 10 月 12 日)

株主各位

東京都港区北青山三丁目 1 番 2 号
note 株式会社
代表取締役 加藤貞顕

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般当社臨時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、本株主総会の付議事項の決議には、法令及び定款に基づく定足数を満たす株主のご出席を必要と致しますので、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の議案の概要をご検討いただき、同封の委任状用紙に賛否をご明示賜り、ご捺印の上、折返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

また、本株主総会の招集に際しては、当社定款第 15 条第 1 項に定める電子提供措置として、当社ウェブサイト「臨時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の URL にアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

<https://note.jp/>

敬具

記

- (1) 開催日時 2022 年 11 月 4 日 (金曜日) 午前 10 時 00 分
- (2) 開催場所 当会社本店
(東京都港区北青山 3 丁目 1 番 2 号 青山セント・シオンビル 4 階)
- (3) 会議の目的事項
決議事項 第 1 号議案 資本金の額の減少の件
第 2 号議案 剰余金の処分の件

以上

* 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議案の概要

第1号議案 資本金の額の減少の件

欠損金を解消して財務体質の健全化を図るため、また、資本政策、配当政策等の諸事情を勘案して、下記のとおり資本金の額の減少を行うことにつき、ご承認をお願いするものがあります。

記

1. 減少する資本金の額

資本金の額 1,100,070,000 円を 1,000,070,000 円減少して 100,000,000 円とする。なお、減少する資本金 1,000,070,000 円をその他資本剰余金として処理する。

2. 効力発生日

2022 年 11 月 29 日

3. 資本金の額の減少方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少する。

4. その他の必要事項

当会社の取締役会において決定する。

第2号議案 剰余金の処分の件

欠損金を解消して財務体質の健全化を図るため、また、資本政策、配当政策等の諸事情を勘案して、第1号議案の資本金の額の減少の効力が生じることを条件に、下記のとおり剰余金の処分を行うことにつき、ご承認をお願いするものであります。

記

1. 減少する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金 1,000,070,000 円

2. 増加する剰余金の項目及び額

繰越利益剰余金 1,000,070,000 円